

東田川文化記念館 明治ホールの使用について

当施設は山形県の指定有形文化財です。文化財を後世に残すために施設を大切に
お使いいただきますようお願い申し上げます。

◇開館時間 9：00～16：30（夜間の利用は16：30～21：30）

◇施設利用料について

鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例第1条により、市内に住所を有する
方で、使用目的が文化及び生涯学習の振興を図る目的の無料の演奏会、講演会の
場合、その使用料は無料です。ピアノ教室など月謝が発生する団体が主催するコ
ンサートや発表会、個人でも入場料が発生する演奏会などは営利を目的とする区
分とし、有料となります。文化及び生涯学習の振興の目的でない場合は使用料が
発生します。使用料の有無は鶴岡市が判断します。

利用料金及び冷暖房料

| 区 分 | 時 間 | 営利を目的と しない場合(円) | 冷暖房料(円) | 営利を目的と する場合(円) | 冷暖房料(円) |
|--------------|-------------|--------------------|---------|-------------------|---------|
| 午前の部 | 9:00～12:30 | 5,100 | 2,550 | 10,200 | 5,100 |
| 午後の部 | 12:30～16:30 | 5,900 | 2,950 | 11,800 | 5,900 |
| 夜間の部 | 16:30～21:30 | 7,400 | 3,700 | 14,800 | 7,400 |
| 超過1時間 につき | | 1,500 | 750 | 3,000 | 1,500 |

料金のお支払は使用日までに、納付書にて金融機関にお支払い下さい。

◇使用時のお願い

- ・施設に画鋲・くぎ・テープは使用できません。ポスターなどの掲示物を掲示
する場合は組み立て式のパネルを使用して下さい。
- ・館内は土足禁止です。スリッパに履き替えてご入場願います。ただし、出演
者がステージで履く靴に関しては、室内用であれば履いて構いませんが、ヒ
ールがピンヒールなど細かい場合はステージのみの着用をお願いします。床に
ヒールのあとが残らないようご注意願います。
- ・敷地内は全て禁煙です。喫煙所はありません。
- ・館内に遮音効果はありません。スピーカーを使用する演奏会や管楽器での演
奏会はお断りすることがございます。
- ・マイク・音響装置について 講演会用の演台付随のスピーカー及び付随の
マイクとハンドマイク2本のみです。スタンドマイク、アンプはございませ
ん。
- ・施設、付属設備等を破損した場合は弁償又は修理費を負担して頂きます。

東田川文化記念館の使用料について

(談話室・応接室・和室・ギャラリー藤)

当施設は山形県の指定有形文化財です。文化財を後世に残すために施設を大切にお使いいただきますようお願い申し上げます。

◇開館時間 9：00～16：30

(旧郡会議事堂内談話室と応接室は夜間の利用は16：30～21：30)

◇施設利用料について

鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例第1条により、市内に住所を有する方で、使用目的が文化及び生涯学習の振興を図る目的の無料の演奏会、展示会の場合、その使用料は無料です。絵画教室や陶芸教室など月謝が発生する団体が主催する展示会及び個人でも入場料が発生する講演や展示会などは営利を目的とする区分とし、有料となります。使用料の有無は鶴岡市が判断します。

営利を目的としない場合の利用料金及び冷暖房料(冷暖房料は使用料金の50%)

| 区 分 | 時 間 | 談話室(円) | 応接室(円) | 和室(円) | ギャラリー藤 |
|----------|-------------|--------|--------|-------|--------|
| 午前の部 | 9:00～12:30 | 800 | 700 | 2,000 | 2,000 |
| 午後の部 | 12:30～16:30 | 900 | 800 | 2,300 | 2,300 |
| 夜間の部 | 16:30～21:30 | 1,200 | 1100 | / | / |
| 超過1時間につき | | 300 | 300 | 600 | 600 |

※営利を目的とする場合の使用料は営利を目的としない料金の2倍です。

料金のお支払は使用日までに、納付書にて金融機関にお支払ください。

◇使用時のお願い

- ・施設に画鋏・くぎ・テープは使用できません。ポスターなどの掲示物を掲示する場合は組み立て式のパネルを使用して下さい。
- ・館内は土足禁止です。スリッパに履き替えてご入場願います。
- ・敷地内は全て禁煙です。喫煙所はありません。
- ・施設、付属設備等を破損した場合は弁償又は修理費を負担して頂きます。

東田川文化記念館 明治ホール及び控室用の部屋の使用について
(音楽教室の発表会や入場料が発生する催事の場合)

～当施設は山形県の指定有形文化財です。文化財を後世に残すために
施設を大切にお使いいただきますようお願い申し上げます～

◇開館時間 9：00～16：30（夜間の利用は16：30～21：30）

◇施設利用料について

鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例第1条により、市内に住所を有する方で、使用目的が文化及び生涯学習の振興を図る目的の無料の演奏会、講演会の場合、その使用料は無料です。ピアノ教室など月謝が発生する団体が主催するコンサートや発表会、個人でも入場料が発生する演奏会などは営利を目的とする区分であり、有料となります。文化及び生涯学習の振興の目的でない場合は使用料が発生します。尚、使用料の有無は鶴岡市が判断します。

利用料金及び冷暖房料

令和元年10月1日改定 料金表

| | | 明治ホール | | 談話室 | | 応接室 | |
|----------|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分 | 時間 | 使用料(円) | 冷暖房料 | 使用料 | 冷暖房料 | 使用料 | 冷暖房料 |
| 午前の部 | 9:00～12:30 | 10,200 | 5,100 | 1,600 | 800 | 1,400 | 700 |
| 午後の部 | 12:30～16:30 | 11,800 | 5,900 | 1,800 | 900 | 1,600 | 800 |
| 夜間の部 | 16:30～21:30 | 14,800 | 7,400 | 2,400 | 1,200 | 2,200 | 1,100 |
| 超過1時間につき | | 3,000 | 1,500 | 600 | 300 | 600 | 300 |

料金のお支払は使用日までに、納付書にて金融機関にお支払い下さい。

◇使用時のお願い

- ・施設に画鋏・くぎ・テープは使用できません。ポスターなどの掲示物を掲示する場合は組み立て式のパネルを使用して下さい。
- ・館内は土足禁止です。スリッパに履き替えてご入場願います。ただし、出演者がステージで履く靴に関しては、室内用であれば履いて構いませんが、ヒールがピンヒールなど細かい場合はステージのみの着用をお願いします。床にヒールのあとが残らないようご注意願います。
- ・敷地内は全て禁煙です。喫煙所はありません。
- ・館内に遮音効果はありません。スピーカーを使用する演奏会や管楽器での演奏会はお断りすることがございます。
- ・マイク・音響装置について 講演会用の演台付随のスピーカー及びハンドマイク2本のみです。スタンドマイク、アンプはございません。
- ・施設、付属設備等を破損した場合は弁償又は修理費を負担して頂きます。